

建管第463-3号
令和7年6月4日

関係各団体の長様

埼玉県県土整備部建設管理課長（公印省略）

屋外作業における安全対策の徹底について

日頃より、県土整備行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、これから年間で最も気温の高い時期に入り、熱中症リスク及び事故の発生リスクも高くなることから、屋外作業における安全対策の徹底についてお願ひいたします。
なお、本通知は各団体に所属する企業を通じて協力企業への周知もお願ひいたします。

記

1 熱中症リスクについて

気象庁からは、翌日又は当日の暑さ指数（WBGT）が33以上になることが予測される場合に「熱中症警戒アラート」が発表されますので、これらの情報を注視し、屋外作業を伴う業務については、作業員の健康管理と安全の確保に努めるよう、お願ひいたします。

また、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則の施行に伴い、熱中症を生じる恐れのある作業を行う際には、次の措置が義務化となりました。

- ① 作業員が熱中症の兆候（自覚症状や他者からの異変の発見）を報告できる体制の整備と周知。
- ② 熱中症が疑われる場合の対応手順（作業からの離脱、冷却、必要に応じた医療対応等）の策定と周知。

つきましては体制や対応手順の周知が作業員に適切に行われますようお願ひいたします。

・【参考1】厚生労働省埼玉労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/neccyusyo.html

・【参考2】STOP！熱中症～熱中症になる前に対策を！～（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>

2 安全対策について

昨年度は複数の死亡事故が発生しております。屋外作業を実施するに当たっては、作業前及び作業中の安全管理を再度徹底するようお願ひいたします。

・【参考3】土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針（上記リンク先「第3施工編」参照）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-kouji-jitsumuyouran-r0604.html>

・【参考4】建築工事施工安全技術指針

<https://www.mlit.go.jp/common/001157956.pdf>

担当 埼玉県県土整備部建設管理課
技術管理担当 村山、吉池、上原
電話：048-830-5201
e-mail: a5190-02@pref.saitama.lg.jp